

平成 14 年 9 月 26 日

徳島県自然保護協会

会長 石井 愷義 様

とくしま自然観察の会

世話人 井口 利枝子 様

国土交通省四国地方整備局

徳島工事事務所長 越智繁雄

「東環状大橋(仮称)架橋工事の貴事務所所管の許認可に関する要望書」(2002 年 7 月 10 日付)および「吉野川河口干潟に係る東環状大橋(仮称)および東環状線事業の見直しについて(要望)」(2002 年 8 月 6 日付)への回答書

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は国土交通行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の要望書において、ご質問等のありました項目につきましては以下のとおり回答いたします。

「東環状大橋(仮称)架橋工事の貴事務所所管の許認可に関する要望書」における質問について

1.について

東環状大橋(仮称)架橋工事は徳島県の事業であるため、事業の必要性等につきましては、事業者である徳島県が整理し、しかるべき説明を行うものと考えておりますので、徳島県にその旨伝えて参ります。

2.について

東環状大橋(仮称)および東環状線事業につきましては、徳島県において都市計画決定を行っており、適切な手続きに基づき実施していると考えております。

3.について

国土交通省では、一般国道 11 号および 55 号における渋滞対策として、これまで例えば以下のような対策を行ってきています。

バイパス整備

- ・一般国道 192 号徳島南環状道路 事業中(資料—1)

□交差点改良

- ・一般国道 11 号 吉野川大橋南詰め交差点 平成 10 年度実施
- ・一般国道 55 号 勝浦川橋南詰め交差点 平成 13 年度実施
- ・一般国道 11 号・192 号本町交差点 事業中

□パーク・アンド・バスライド(資料—2)

- ・一般国道 11 号 広島高架橋下 昭和 56 年

※平成 12 年 3 月に再整備

□公共交通支援

- ・ノンステップバス位置情報の提供(資料—3)
- ・「徳島のバス(インフォメーション)ブック バスでどこ行く?」の発刊済み(資料—4)

また、旅行所要時間のデータについては、国土交通省では、交通量や旅行速度等について「道路交通センサス」として定期的に測定・公表を行っております。国土交通省道路局のホームページ(<http://www.milt.go.jp/road/index.html>)でもご覧いただくことができます。なお、旅行所要時間の取りまとめ及び将来予測については行っておりません。

4.について

道路に関する費用の補助につきましては、事業所別毎の補助割合が道路法等の関係法令に規定されております。(資料—5 負担率・補助率一覧)

たとえば、道路法 56 条では、「国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその 2 分の 1 以内を道路管理者に対して補助することができる」と規定されております。

5.について

両事業の実施に伴う「費用便益比」につきましては、徳島県(8 月 26 日記者発表)において、「費用便益分析マニュアル(案)」(平成 10 年 6 月建設省作成)に基づき事業者である徳島県において算定されています。

この算定結果である費用便益比 4.22 は、事業の実施の前提条件を満たすものであります。

なお、算出根拠等につきましては、事業者である徳島県が説明するものと考えております。

6.について

当事務所では吉野川の河口における環境調査として、河川に生息・生育する生物等に関

する基礎的な調査である「河川水辺の国勢調査」を平成 3 年度から実施しています。その中で「魚介類」、「底生動物」、「植物」、「鳥類」、「両生類・昆虫類、ほ乳類」、「陸上昆虫類」について調査を定期的に行い、調査結果につきましては、逐次公表、出版しており、河川環境に関する基礎的資料、モニタリング資料として活用されております。(資料—6)また、当事務所で実施したその他の河川環境に関する調査結果等につきましても、機会ある毎に情報の好評に努めて参りたいと考えております。

7.について

ご質問の事業の環境影響評価は、いずれも徳島県が主体となっております。従いまして、本件についてはお答えする立場にありません。

「吉野川河口干潟に係る東環状大橋(仮称)および東環状線事業の見直しについて(要望)」における質問について

1.及び2.について

東環状大橋(仮称)架橋工事の河川法上の許認可につきましては、事業者である徳島県より同法第 24 及び 26 条の許可申請書が提出された後、国土交通省は河川管理者の立場として同法に基づき審査し、判断することとしております。なお、審査結果等につきましては情報公開法に基づき開示いたします。

3.及び4.について

ご質問の事業の環境影響評価は、いずれも徳島県が主体となっております。従いまして、本件についてはお答えする立場にありません。なお、国の実施した河川環境に関する調査結果等につきましては、機会ある毎に情報の公表に努めて参りたいと考えております。

5.について

東環状大橋(仮称)架橋及び東環状線事業は徳島県の事業であるため、当該事業の必要性は当事者である徳島県において整理され説明がなされるべきものと考えております。

東環状大橋(仮称)架橋工事の河川法上の許認可につきましては、事業者である徳島県より同法第 24 及び 26 条の許可申請書が提出された後、国土交通省は河川管理者の立場として同法に基づき審査し、判断することとしております。

6.について

ご質問の事業の環境影響評価は、いずれも徳島県が主体となっております。従いまして、本件についてはお答えする立場にありません。

最後になりますが、現在、徳島工事事務所では、徹底的な PI と情報公開を基本に吉野川流域全体を視野に入れた河川整備計画を検討する場として「よりよい吉野川づくりを話し合う場(検討の場)」の設置に向け、取り組んでいるところです。今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。